

改正 平成 2 年 4 月 1 日
改正 平成 12 年 4 月 1 日

制定 昭和 41 年 4 月 1 日
改定 昭和 53 年 4 月 1 日
改定 昭和 54 年 4 月 1 日
改定 昭和 56 年 4 月 1 日
改定 昭和 61 年 4 月 1 日
改定 昭和 63 年 4 月 1 日
改定 平成 元年 4 月 1 日
改定 平成 9 年 4 月 20 日
改定 平成 29 年 4 月 16 日

白石旭町寿会老人クラブ規約

名称及び事務所

第 1 条 本会は白石旭町寿会老人クラブ（以下本会という）と称し、事務所を旭町会館におく。

目的

第 2 条 本会は会員相互の親睦と連帯感を深め親睦と福祉の増進を図り、楽しい豊かな人間関係をつくることを目的とする。

会員構成

第 3 条 本会の会員は原則として旭町内に居住する 60 歳以上の者、および他町内に転出したが引き続き本会にとどまりたいと申し出た者とする。地域、年齢を問わず本会の趣旨に賛同し、入会を希望する者を賛助会員とすることができる。

事業

第 4 条 本会は目的達成のため 6 部をおき次の行事を行う。

- ① 毎月例会を 2 回開催する。
- ② 随時研修会および研修旅行を行う。
- ③ 他クラブおよび地域社会との交流を積極的に行う。
- ④ 地域社会の奉仕活動に参加する。
- ⑤ その他 2 条の目的達成のため、必要な事業を行う。

会議

第 5 条 本会の会議は総会、臨時総会および役員会とし、総会の議長は会員中より選出する。

2 総会は毎年 4 月中に開催し、次の事項を決議する。